

ドナー休暇制度を設けている 企業等を募集

移植に用いる骨髄等の提供を希望する方が骨髄等を提供しやすいよう、県内の企業等によるドナー休暇制度の自主的な整備の促進を目的に、ドナー休暇制度を設けている企業等を募集し、県ホームページ等で紹介します。

対象企業等は

県内に本店、支店、支社、営業所等が所在し、県内において事業活動を行う企業等です。

対象となる ドナー休暇 制度とは

骨髄バンクを介して骨髄提供する場合に取得することが認められる休暇制度で、いわゆる特別休暇（有給）を対象とします。「ドナー休暇」、「ボランティア休暇」など名称は問いません。

申出方法

所定の様式に就業規則の写しなど必要書類を添えて、香川県医務国保課に送付してください。 ※様式は県ホームページの下記ページからダウンロード
県ホームページ > 子育て・健康・福祉 > 医療・くすり > 移植 > 事業者の皆さま向け

申出いただくと

- ▶ 企業名等を県ホームページ及び県広報媒体等を活用して、広く周知します。
- ▶ 従業員がドナー休暇制度を取得し骨髄等を提供した場合、企業等に対し感謝状を贈呈します。

お問い合わせ

香川県健康福祉部医務国保課 総務・医事グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3320 FAX：087-806-0248
メール：imu@pref.kagawa.lg.jp

骨髄移植、骨髄バンク事業について

- 骨髄移植は、病気などの理由によって正常な造血が行われなくなった場合に、患者の骨髄を健康な人（ドナー）から提供された骨髄に置きかえて病気を根本的に治そうという医療です。
- 骨髄バンク事業は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づく骨髄・末梢血幹細胞提供幹旋事業者として、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社と都道府県などの協力により行われている公的事业です。

県内では、骨髄等の適切な提供の促進を図るため、 ドナー助成事業※を実施している市町があります。

香川県では、市町の取組みを支援しており、経費の約1/2を負担しています。

※事業内容は自治体により異なり、企業への助成を行うところもあります。
詳細は担当窓口へご確認ください。

ドナー助成事業		
実施市町	担当窓口	TEL
高松市	保健対策課	087-839-2860
丸亀市	健康福祉部健康課	0877-24-8806
坂出市	けんこう課	0877-44-5006
善通寺市	保健福祉部保健課	0877-63-6308
観音寺市	健康増進課	0875-23-3964
さぬき市	健康福祉部 国保・健康課	0879-52-2518
東かがわ市	保健課	0879-26-1229
三豊市	健康福祉部健康課	0875-73-3014
土庄町	健康増進課	0879-62-1234
小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038
三木町	健康福祉課	087-891-3304
宇多津町	健康増進課	0877-49-8008
綾川町	健康福祉課	087-876-2525
多度津町	健康福祉課	0877-32-8500
まんのう町	健康増進課	0877-73-0126

(平成30年4月1日現在)

<ドナー登録に御協力ください>

一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。

ドナー登録できる方
○骨髄等の提供の内容を十分に理解している方
○年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方
○体重が男性45kg以上／女性40kg以上の方

登録窓口	
東讃保健福祉事務所※	0879-29-8261
小豆総合事務所※	0879-62-1373
中讃保健福祉事務所※	0877-24-9962
西讃保健福祉事務所※	0875-25-2052
献血ルームオリーブ	0120-34-2307

※予約が必要ですので、事前にお問い合わせください。